

表 3

高圧ガス設備の開放検査の周期

高圧ガス設備（動機器を除く。以下 4.3 において同じ。）の内部の目視検査及び肉厚測定以外の非破壊検査は、次に掲げるところにしたがい、各々に掲げる期間内に実施する。ただし、当該期間は、腐食のおそれがある不純物や水分^{*1}を含有した液化石油ガスを貯蔵した場合には、また、減肉又は劣化損傷の状況に応じて短縮しなければならない。

1. 液化石油ガスの貯槽（二重殻構造の貯槽、メムレン式貯槽、液化石油ガス岩盤貯槽及び残ガス回収用貯槽を除く。以下同じ。なお、本基準発効後に行う最初の開放検査については、発効日以降に完成検査を受検するものを除き、従前の検査周期^{*2}に従うものとする。）
完成検査後 5 年以内に初回の開放検査を実施する^{*3}。
初回の開放検査以降は 10 年以内毎に実施する。
開放検査の結果、欠陥が発見され溶接修理等を行った場合には、次回は 1 年以上 2 年以内に開放検査を行い、異常がなければ以後 5 年以内実施し、溶接修理等以後の開放検査結果で連続して 2 回溶接修理等の必要がなければ、その後は 10 年以内毎に実施することとする。
2. 残ガス回収用貯槽
完成検査後 2 年以内に初回の開放検査を実施する。
初回の開放検査以降は 3 年（炉内で応力除去焼鈍を施した後に、溶接修理等を行っていない場合にあっては、5 年）以内毎に実施する。
3. 貯槽以外の高圧ガス設備
内容物の種類、性状及び温度を勘案して腐食その他の材質劣化を生じるおそれのない材料のもの：3 年以内毎に実施する。
その他の材料のもの：完成検査後 2 年以内に初回の開放検査を実施し、それ以降は 3 年毎以内に実施する。

- * 1 腐食のおそれがある不純物や水分とは、次の何れかの場合とする。
 - ・硫化水素 10 ppm 以上（銅板腐食試験方法で 2 以上）
 - ・遊離水分が存在する場合
 - ・水銀（使用材料が、アルミニウム等水銀とアマルガムを生成する材質の場合に限る。）
 - プロパン中：0.009 mg/Nm³ 超え
 - ブタン中：0.08 mg/Nm³ 超え
- * 2 従前の検査周期とは、具体的には以下の期間をいう。
 - 発効日以降に初回の開放検査を行う場合：完成検査後 1 年以上 2 年以内
 - 発効日以降に 2 回目以降の開放検査を行う場合のうち、
 - ア. 前回の開放検査で溶接修理等を行っていないものにおいて、
 - a. 炉内で応力除去焼鈍を行っていない場合：前回開放検査後 3 年以内（製造細目告示第 17 条の規定に基づき期間が定められているものにあつては、当該期間）
 - b. 炉内で応力除去焼鈍を行っている場合：前回開放検査後 5 年以内（製造細目告示第 17 条の規定に基づき期間が定められているものにあつては、当該期間）
 - イ. 前回の開放検査で溶接修理等を行っている場合：前回開放検査後 1 年以上 2 年以内
- * 3 液化石油ガスの貯槽の開放検査で検出される欠陥は、製造時の残存欠陥である場合が多いことから、完成検査後 5 年以内に初回の開放検査を行い、内部の状況を確認することとした。
- * 4 液化石油ガス貯槽の開放検査については、日本ガス協会の「LPG 貯槽指針」があり、開放検査周期等について規定している。

【解説】